

公益財団法人 SAWADA FOUNDATION

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本財団は、公益財団法人 SAWADA FOUNDATION（以下「本財団」という）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2.本財団は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができ、これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本財団は、より良い社会の構築を目指して、経験は乏しくとも有望な青年を公募し、適切な研修を実施することにより、将来の日本を背負う真の指導者たり得る人材を育成するとともに、世界の人々の相互理解の促進と人類の創造的発展に寄与することを目的にしています。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 経営道場の設置と運営
 - (2) その他本財団の目的を達成するために必要な事業
- 前項の事業については、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産は、本財産の基本財産とする。

2.基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認

を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2.前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2.前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他については承認を受けなければならない。

3.第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 10 条 本財団に評議員 3 名以上 10 名以内を置く。

2.評議員の定数は、理事の定数と同数以上とする。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般財団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会において行う。

2.評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならないこと
- (3) 評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係が含まれることになってはならないこと
- (4) 当該他の同一の団体（公益法人を除く、）の次のイからニに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人

3.評議員は、本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2.任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3.評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 評議員の報酬は無報酬とする。

ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2.評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3.評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の日日の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4.前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2.前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外
- (5) その他の法令で定められた事項

3.理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2.議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 23 条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2.理事のうち1名を理事長とする。
 - 3.理事長以外の理事のうち、1名を副理事長、1名を専務理事、2名を常務理事とすることができる。
 - 4.第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副理事長及び専務理事並びに常務理事を一般社団・財団法人法第197条が準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2.理事長及び副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3.理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4.監事には、本財団の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本財団の使用人が含まれてはならない。
- 5.各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(役員を制限)

第25条 本財団の理事のうちには、理事又は監事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2.本財団の監事には、本財団の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本財団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 3.本財団の評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2.理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、副理事及び常務理事並びに専務常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。

- 3.理事長、副理事及び常務理事並びに専務理事は、4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監視し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2.監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2.監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3.補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4.理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。

- 2.役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3.前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(役員損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(非業務執行役員責任限定契約)

第32条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、法人法第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。ただし、その契約に基づき賠償責任の限度額は、金100万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定

める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第35条 理事会は毎事業年度開始前及び事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2.理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3.理事会を招集する場合は、理事長は、理事会の7日前までに、各役員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4.前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

- 2.前項の規定は、第26条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2.出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2.前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解 散)

第 43 条 本財団は、基本資産の滅失による本財団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 本財団が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により本財団が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(余剰金の分配の制限)

第 45 条 本財団は、余剰金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 46 条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 本財団の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、法人法第 128 条第 3 項に規定する措置により開示する。

第 10 章 委員会

(選考委員会)

第 48 条 本財団の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、その諮問機関として、各種の委員会を設置することができる。

2.委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3.委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 最高顧問及び顧問

(最高顧問及び顧問の設置)

第 49 条 本財団に任意の機関として 1 名以上 3 名以下の顧問を置くことができる。

- 2 顧問のうち 1 名を最高顧問とすることができる
- 3 最高顧問及び顧問は以下の職務を行う
 - (1) 代表理事の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること
- 4 最高顧問及び顧問の選任、及び解任は、理事会において決議する
- 5 最高顧問及び顧問は無報酬とする。

第 1 2 章 事務局

(設 置)

第 50 条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2.事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3.事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4.事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

第 1 3 章 賛助会員

(賛助会員)

第 51 条 本財団は、本財団の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2.賛助会員及び賛助会費に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 1 4 章 補則

(委 任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(株主権の行使)

第 53 条 本財団が保有する株式について、その株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き、あらかじめ理事会において、理事在籍数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株式割当増資の応募

(4) 株主宛配布書類の受領

附則

1. この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた日より施行する。
2. 本財団の最初の理事長は澤田秀雄とする。
3. 定款第49条の規定の新設および変更は令和7年6月24日から施行とする。